

平成24年第7回飯舘村議会定例会一般質問通告書

平成24年9月3日・午前9時05分・受付 No.1 - 1

議席	通告者氏名
7番	菅野義人

質問事項・内容		答弁者	答 弁 内 容
1. 復興計画について			
1-1	再生可能エネルギー利用施設の整備を進めるためには、今から具体的な検討を開始すべきではないか。また、再生可能エネルギーについての民間企業などの提案をどのように検討していくのか。	村長	
1-2	このほど提携した株式会社東芝やスマートコミュニケーションズとの復興事業への協力に関する協定によって具体的に何を目指し、どのように具現化を図るのか。	村長	
1-3	農業の再生に対しては特段の配慮をすべきであり、特に土地利用型の作目についてはまず農地の再生策を講ずるべきである。除染農地の地力回復、維持管理等を行い、それを当面のあいだ農業者の収入確保策とする政策を導入すべきであると考えているが、所見を伺う。	村長	
2. 財物賠償に関しての村の取り組みについて			
2-1	このほど示された東京電力の財物補償は、家屋や宅地については固定資産評価額、事業用償却資産については残存価格を基準とするなど相対的に農村の暮らしや農家の資産についての評価が低い。生活再建に向けて不十分な方も多く、避難設定期間後の賠償のあり方についても不透明である。村としてどのように村民と向き合うつもりか所見を伺う。	村長	

平成24年第7回飯舘村議会定例会一般質問通告書

平成24年9月3日・午前9時05分・受付 No. 1 - 2

議席	通告者氏名
7番	菅野義人

質問事項・内容		答弁者	答弁内容
3. 除染について			
3-1	帰還困難区域などの高線量地域や、居住制限区域であっても帰還困難区域に匹敵する高い線量を計測される地域がある。それらの地域に対しては解体除染の基準、今回の除染範囲以外のホットエリアの除染、生活用水としての引き水の水源地除染など更に線量を下げることの方策を示すべきと思われるが所見を伺う。	村長	
3-2	居住環境に隣接する農地の除染方法は関係機関や村の関係者からなる農用地除染に関する協議の場での検討とされている。村としてどのように対応するのか。また、森林の除染については多くの村民が生活環境の一部との認識をもっている。今後の対応について所見を伺う。	村長	
4. リスクコミュニケーションの進め方について			
4-1	リスクコミュニケーションの基本は事故発生時、もしくは発生後の国の対応や専門家に対する不信感の払拭を基本に据え、被災者である村民の立場に立ちながら相互信頼関係を築くことにある。そのうえで正しい理解を深めるための事業を進めるべきであると思うが所見を伺う。	村長	

平成24年第7回飯館村議会定例会一般質問通告書

平成24年9月3日・午後3時40分・受付 No. 2

議席	通告者氏名		
1番	松下義喜		
質問事項・内容		答弁者	答弁内容
1. 村民の健康保障と被ばく補償について		村長	
1-1	村として、村民の健康をどのように守り、更には健康に対する補償はどのようにするのか伺う。また、「までいなからだ」の健康手帳の活用について伺う。		
2. 村民の相談窓口の設置について		村長	
2-1	戻りたい、戻りたくても戻れない、戻らない人のための村民の相談窓口を設置すべきでないか伺う。		

平成24年第7回飯舘村議会定例会一般質問通告書

平成24年9月4日・午前10時10分・受付 No. 3 - 1

議席	通告者氏名
2番	飯 樋 善二郎

質 問 事 項 ・ 内 容		答 弁 者	答 弁 内 容
1. 今後実施される本格除染の課題について			
1-1	ようやく本格除染が始まろうとしているが、国が示している除染方法にはまだまだ多くの解決されていない課題があるが、どう捉えどのように進めていくのか所見を伺う。	村長	
1-2	それぞれの行政区にお願いをしている仮々置き場の期間をどう考え、答えていくのか所見を伺う。	村長	
1-3	除染が困難とされた住居や建物はどう対応するのか、解体除染を希望する住民にはどのような解決策があるのか伺う。	村長	
1-4	解体後の瓦や壁、木材等の廃棄物はどのように処理するのか伺う。	村長	
2. 村民の要望に応えられる復興計画について			
2-1	復興計画は住民の意思に反しない、中・長期的な視点に立って希望に応じた対応を実行するべきと考えるが所見を伺う。	村長	
2-2	復興住宅の重要性をどう捉えてどう対応していくのか所見を伺う。	村長	

議席	通告者氏名
2番	飯 樋 善二郎

平成24年第7回飯舘村議会定例会一般質問通告書

平成24年9月4日・午前10時10分・受付 No. 3 - 2

質 問 事 項 ・ 内 容		答 弁 者	答 弁 内 容
2-3	実施に当たってはそれぞれの要望を新たに聞く必要があるのではないかと所見を伺う。	村長	
3. 新たな不動産賠償の基準について		村長	
3-1	原発被災者支援弁護団が示した標準賠償同様取組む考えはないか。		

議席	通告者氏名
12番	佐藤長平

平成24年第7回飯舘村議会定例会一般質問通告書

平成24年9月6日・午前10時30分・受付 No. 4

質問事項・内容		答弁者	答弁内容
1. 原発事故の風化対策について			
1-1	どのような被害でも、月日とともに忘れ去られる言われているが、私たちが今受けている支援の中では、継続的な支援を約束する団体や自治体も増えている。被災の風化を防ぐための手法についてはどのように考えているのか所見を伺う。 (長野県中川村、オーストラリア関係団体等)	村長	
1-2	教育の場で、子どもたちに原発被災と被災支援を語り伝えるための事業化はできないか所見を伺う。 (例えば副読本の作成と活用など)	教育長	

平成24年第7回飯舘村議会定例会一般質問通告書

平成24年9月6日・午前10時40分・受付 No. 5

議席	通告者氏名
3番	北原 経

質 問 事 項 ・ 内 容		答 弁 者	答 弁 内 容
1. 情報提供とコミュニケーション向上について			
1-1	現在のタブレット端末の利用状況と今後の利用率アップを図るための村の考えを伺う。	村長	
2. 除染事業について			
2-1	平成24年度西側部分、25年度に残りの部分の住居等及び農用地を中心に国が責任を持って取り組む本除染と、村が事業主体で行う須萱地区除染工事での村の裁量権と、国の変わらない除染ガイドラインを鑑みて2つの除染事業の進め方を伺う。	村長	

平成24年第7回飯舘村議会定例会一般質問通告書

平成24年9月6日・午前11時35分・受付 No. 6 - 1

議席	通告者氏名		
10番	佐藤 八郎		
質問事項・内容		答弁者	答 弁 内 容
1. 生命や生態系への影響について			
1-1	村は、人間にとっての村民の被害実態の把握（調査・検査・結果）と、東京電力及び政府への要求を被害者である村民の立場で行うべきである。	村長	
1-2	生態系について先に農水省より被害状況の発表報道があったが、村内においてもその実態は多くあると考える。村は具体的に明らかにして周知すべきである。	村長	
1-3	山林、農地の被害はどうなったのか。山菜、きのこなどの採取及び加工と、農地を活用した生産と労働が不可能となった事実を、経済、生活、健康などの観点からどのようにまとめて要求しているのか。更にその事実を村民になぜ周知しないのか。	村長	
2. 放射線量とベクレル値の考え方について			
2-1	村民は高濃度の村内に3～5ヶ月も放置されていた。国際基準でいう年間被ばく線量1ミリシーベルトの考え方と執行のあり方で村民の健康は守れるのか。	村長	
2-2	食品は人間が生きるための栄養源である。安心、安全な土壌から生産された食品であれば他市町村からも不安なく求められるが、原発爆発当時村に避難していた村民は政府の検査発表まで、放射性物質を含んだ自然物、生産物を口から吸収した事実がある。命の根源、人が生きるための栄養源となる食品の放射性物質含有量、生産地土壌の放射線含有量について、政府や一部専門家の変わる基準値に振り回されない基本理念を持つべきであると考えが。	村長	

平成24年第7回飯舘村議会定例会一般質問通告書

平成24年9月6日・午前11時35分・受付 No. 6 - 2

議席	通告者氏名		
10番	佐藤 八郎	質 問 事 項 ・ 内 容	
		答 弁 者	答 弁 内 容
3. 除染とは線量下げることではなく放射性物質を村内から取り除き隔離することについて			
3-1	これまでの除染に関する村の要求経過と内容、成果を伺う。	村長	
3-2	長期・中期貯蔵の国施策と村における仮設置場の考え方と計画・行程、仮々置き場の計画、行程。またそれらの実施による安心、安全のあり方を明らかにし周知すべきである。	村長	
3-3	水素爆発させ放射性物質を飛散させたのは東京電力、しかし除染の主体は政府としていて、責任のあり方が問われるが、村民や自然は100%被害者である。「元通りにして村を返す」のが本来の責任のとり方である。村民を巻き込むことなく完全除染させるべきと考える。	村長	
4. 人間らしい元通りの生活を実現させることについて			
4-1	村民は1戸建てで自家菜園のもの（野菜など）と山林の恵みによって暮らしていた。避難生活からもうすぐ1年半が経とうとしている。早く元の生活に近い復興住宅（1戸建てで土地付き）を建設し、家族、集落が寄り添って暮らせる生活を実現させるべきと考える。	村長	
4-2	葛尾村（主に住居関係）と、川俣町で実施したアンケート結果をどう見て考えているのか。村民においても除染を困難とする方は村には帰れないと考えている。被害者としての生活は未だ何も決まっていない。憲法その他の法、制度などによって「人間らしい」生活は保障されているはずである。村民の暮らしの実態と支援、そして命を守る施策を伺う。	村長	
5. 村民が受けた損害を完全に賠償させることについて			
5-1	原発事故から1年半が過ぎようとしているので賠償請求について具体的な事例や実態も把握されていると考える。納税相談会のように、具体的にマニュアル作りや参考資料を作って配布し、工夫して相談会を開くべきである。この人災事故によって受けた被害の完全賠償させる具体的施策を早く進め、この事故による全ての被害に対して弁償させるべきである。	村長	